

大江町ふるさと奨学金貸与条例第12条第3号の規定に定める
返還の免除に関する取扱要綱

(平成28年3月24日)

(目的)

第1条 将来の担い手となる若者の町内・県内回帰と定着を促進し、町内・県内の中核的企業等のリーダー的人材を確保するため、大江町ふるさと奨学金（以下「ふるさと奨学金」という。）の貸与を受け、一定の要件を満たす者に対して、奨学金の返還の免除をして支援することを目的に実施する。

(用語の定義)

第2条 本要綱における次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 免除候補者 募集対象者のうち、本要綱におけるふるさと奨学金の返還免除候補者として認定された者
- (2) 免除対象者 免除候補者が、第3条第3号に規定する教育機関を卒業後6カ月以内に県内に居住・就業し、かつ県内の免除対象分野に通算して3年以上就業した後に、申請によりふるさと奨学金の返還免除対象者として認定された者

(対象者)

第3条 次の各号に定める要件を全て満たす者を対象とする。

- (1) 平成28年度から実施するふるさと奨学金の貸与を受けている、又は貸与の申請中である者
- (2) 県内に居住し、県内の高等学校、特別支援学校高等部若しくは専修学校高等課程を卒業した者又は卒業見込みである者
- (3) 日本国内に所在する次に掲げる教育機関（以下「大学等」という。）に在学中の者

進学又は在学する大学等
ア 大学院（修士課程に限る）
イ 大学
ウ 高等専門学校
エ 短期大学
オ 専修学校専門課程
カ 高等学校
キ 職業能力開発短期大学校（県内に所在するものに限る）

- (4) 次の対象産業分野（以下「免除対象分野」という。）への就業を希望する者
 - ア 商工分野
 - イ 農林水産分野

- ウ 建設分野
- エ 医療・福祉分野（医師、看護師、介護福祉士及び保育士を除く）
- オ 町村職員で土木技術職、管理栄養士及び栄養士（但し、管理栄養士の資格を有する者に限る）
- カ その他（本町及び本県の中核企業等を担うリーダー的人材の確保に資する場合）

（５）次の各号にいずれにも該当する者

- ア 大学等卒業後６カ月以内に山形県内に居住を開始し、かつ３年以上継続して居住する見込みの者
- イ 大学等卒業後６カ月以内に山形県内で就業し、かつ３年間以上継続して就業する見込みの者（但し、パート、アルバイト等臨時的又は期間的な就業を除く。）

（返還の免除）

第４条 町長は第１１条による認定後、速やかに返還を免除し、免除候補者認定を受けた年度にふるさと奨学金の貸与を受けた月数に２万６千円を乗じた額を上限に、次の各号に規定する割合を乗じて算出された額を免除する。

- （１） 第３条に規定する対象者で、同条第３号ア、イ、ウ（第４、５学年及び専攻科に限る）、エ（県内に所在するものに限る）及びオ（県内に所在するものに限る）、キ（県内に所在するものに限る）に該当する免除対象者で第６条第３項に規定する１５名以内の者が、第９条及び第１０条で確認した現住所が大江町内であった場合は、県より２分の１、町より２分の１、合わせて１０分の１０の免除を行う。ただし、令和２年度より、エ・オについては県外も含めることとする。
- （２） 第１号に規定する免除対象者以外の免除対象者で、第９条及び第１０条で確認した現住所が大江町内であった場合は、町より１０分の１０の免除を行う。
- （３） 第１号で規定する免除対象者で、第９条及び第１０条で確認した現住所が山形県内の町外市町村であった場合または３年間の間に山形県内で町外の市町村に大江町内から転居した場合は、県より２分の１の免除を行う。
- （４） 端数が生じた場合は、千円未満は切り捨てる。

２ 前項の規定にかかわらず、免除対象者の認定を受けた時点において、ふるさと奨学金の返還残額が前項の規定により算出される額より低い場合は、当該返還残額を免除する。この場合、奨学金の返還減額又は返還猶予を受けている場合の返還残額は、減額又は猶予を受けていないものとして算出する。

（免除の申請）

第5条 免除を受けようとする者は、町長が別に定める日までに、大江町ふるさと奨学金返還免除候補者申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

（免除候補者の認定と手続き）

第6条 町長は、第5条による申請を受けて、大江町ふるさと奨学生審査委員会（以下「審査会」という。）に諮り、第7条に規定に基づき内容を申請書の記載内容により審査のうえ免除候補者を決定し、認定された免除候補者に対し大江町ふるさと奨学金返還免除候補者認定通知書（様式第2号）により通知する。また、認定されなかった免除候補者に対し、大江町ふるさと奨学金返還免除候補者不認定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 審査会では、免除候補者を選定する。

3 審査会では、第2項の選定に併せて、山形県若者定着奨学金返還支援事業事務処理要領等で規定する市町村連携枠助成候補者について、15名以内で選定する。

（審査の内容）

第7条 第6条で規定する審査の内容は、以下のとおりとする。

- （1） 経済的に支援が必要と思われる学生
- （2） 将来の就職希望先や大学等の専攻科等を考慮し、町内・県内回帰後、牽引役となり得る可能性のある者

（在学期間の延長）

第8条 免除候補者は、大学等を卒業後、更に進学した場合は、次の各号に規定する書類を、速やかに町長へ提出するものとする。

- （1） 大江町ふるさと奨学金返還免除候補者在学期間延長承認申請書（様式第4号）
- （2） 大学等の卒業証明書
- （3） 進学先の在学証明書

（就業状況報告）

第9条 免除候補者は、大学等を卒業後、就業した場合は、次の各号に規定する書類を、就業後3カ月以内に町長へ提出するものとする。

- （1） 大江町ふるさと奨学金返還免除候補者就業状況等報告書（様式第5号）
- （2） 在職証明書（就業地の所在地がわかるもの）
- （3） 住民票の写し

2 免除候補者は、就業後2年目及び3年目に到達した場合は、次の各号に規定する書類を、毎年9月30日までに町長へ提出するものとする。

- (1) 大江町ふるさと奨学金返還免除候補者就業状況等報告書（様式第5号）
- (2) 前年の確定申告書の写し（個人事業主の場合のみ）

（免除対象の認定申請）

第10条 免除候補者は、就業期間が通算して3年を経過した時点で、次の各号に規定する書類を、3年経過後3か月以内に町長へ提出するものとする。

- (1) 大江町ふるさと奨学金返還免除対象者認定申請書（様式第6号）
- (2) 在職証明書（3年間の就業期間及び就業地が確認できるもの）
- (3) 住民票の写し

（免除対象者の認定）

第11条 町長は、第10条による申請を受けた場合、内容を確認のうえ適当と認められる場合は、申請者に対して大江町ふるさと奨学金返還免除対象者認定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（免除候補者の辞退）

第12条 免除候補者が認定を辞退する場合は、大江町ふるさと奨学金返還免除候補者認定辞退申請書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

（免除候補者の認定取消）

第13条 町長は、次の各号の認定取り消し要件に該当する場合は、大江町ふるさと奨学金返還免除候補者認定取消通知書（様式第9号）により取り消すものとする。

- (1) ふるさと奨学金の貸与を受けることができなかった場合又は取り消された場合
- (2) 本要綱による事由以外の事由によりふるさと奨学金の返還が免除された場合
- (3) 免除候補者が辞退する場合
- (4) 大学等卒業後6か月以内に県内に居住を開始しなかった場合
- (5) 居住してから3年を満たさずに県外へ転出した場合
- (6) 大学等卒業後6か月以内に県内の免除対象分野に就業しなかった場合
- (7) 自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。以下同じ。）により離職後、6か月以内に免除対象分野へ就業しなかった場合
- (8) 自己都合による離職期間が通算して6か月を超えた場合（卒業後に就業するまでの期間を含む。）
- (9) 会社側の都合または病気、けが等やむを得ない事情による離職後、12か月以内に免除対象分野へ就業しなかった場合
- (10) 会社側の都合または病気、けが等やむを得ない事情による離職期間が通算して1

2 か月を超えた場合（卒業後に就業するまでの期間及び、自己都合による離職期間を含む）

- (11) 免除対象者の認定時点で、奨学金返還を延滞していて、かつ直ちに延滞を解消する見込みのない場合

（免除対象者の取消）

第14条 免除対象者の取消については、第13条を準用するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

様式第1号

年 月 日

大江町長 殿

大江町ふるさと奨学金返還免除候補者申請書

大江町ふるさと奨学金貸与条例第12条第3号の規定に定める返還の免除に関する取扱要綱の規定に基づき、次のとおり申請します。

申請者	学校名等	学校名 学部学科名	学年
	ふりがな 氏名	印	
	生年月日	平成 年 月 日	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	現住所	〒	
	電話番号	自宅	携帯
	メールアドレス		
保護者	ふりがな 氏名	印	
	現住所	〒	
	電話番号	自宅	携帯
世帯人数(申請者 と生計が同一の 人数、内訳を記載)	人	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 () 人 <input type="checkbox"/> 祖父母 () 人 <input type="checkbox"/> その他 () 人	
貸与を希望する 大江町ふるさと奨学金	種類	年度 大江町ふるさと奨学金	
	金額	年額 円	
	貸与予定期間	年 4月～ 年 3月まで	
就業予定分野 (○で囲む)	ア 商工分野 イ 農林水産分野 ウ 建設分野 エ 医療・福祉分野 (医師、看護師、介護福祉士、保育士を除く) オ 市町村職員※職種限定 () カ その他 ()		
将来山形県で 働くことを希望 する理由・展望 (100字程度)			
私は、免除候補者に認定された場合、山形県及び大江町が取り組むUターン情報提供を受けるために必要な情報(住所、氏名、生年月日、学校名、学部学科名、学年、電話番号、メールアドレス)を提供することに同意し、山形県又は県内市町村が実施する就職セミナー等に積極的に参加します。 年 月 日 (氏名自署)			
保護者同意欄	(保護者氏名自署)		

事務局記入欄	山形県若者定着奨学金返還支援事業市町村連携枠助成候補者	認定・認定なし
	年度大江町ふるさと奨学金返還免除候補者	認定・認定なし

様式第 2 号

年 月 日
番 号

(免除候補者認定者) 様

大江町長 松田 清隆

大江町ふるさと奨学金返還免除候補者認定通知書

大江町ふるさと奨学金貸与条例第 1 2 条第 3 号の規定に定める返還の免除に関する取扱要綱第 5 条により申請いただきました件について、
あなたを 年度大江町ふるさと奨学金返還免除候補者として下記のとおり認定しましたので通知します。

記

年度大江町ふるさと奨学金返還 免除候補者	認定 ・ 認定しない
※ 年度山形県若者定着奨学金返 還支援事業について 市町村連携粹助成候補者	認定 ・ 認定しない

様式第3号

年 月 日
番

(免除候補者不認定者) 様

大江町長 松田清隆

大江町ふるさと奨学金返還免除候補者不認定通知書

大江町ふるさと奨学金貸与条例第12条第3号の規定に定める返還の免除に関する取扱要綱第5条により申請いただきました件について、

年度大江町ふるさと奨学金返還免除候補者として認定されませんでしたので通知します。

様式第4号

年 月 日

大江町長 殿

氏名 印

大江町ふるさと奨学金返還免除候補者在学期間延長承認申請書

大江町ふるさと奨学金貸与条例第12条第3号の規定に定める返還の免除に関する取扱要綱の規定に基づき、進学先大学等を卒業（修了）するまで在学期間を延長したいので、承認くださるよう申請します。

免除候補者	ふりがな 氏名							
	生年月日	平成	年	月	日	性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
	現住所	〒						
	電話番号	自宅		携帯				
	メールアドレス							
保護者	ふりがな 氏名					印		
	現住所	〒						
	電話番号	自宅		携帯				
卒業大学等	名称							
	所在地	〒						
	卒業年月			年	月			
進学大学等	名称							
	所在地	〒						
	卒業予定 年月			年	月			
大江町ふるさと奨学金の貸与状況	金額	月額			円	※年額÷12か月		
	既貸与期間			年	月	～	年	月
	貸与総額					円	※予定額は含めない	

※大学等の卒業証明書、進学先の在学証明書を添付すること。

事務局記入欄	山形県若者定着奨学金返還支援事業市町村連携助成候補者	認定あり・認定なし
--------	----------------------------	-----------

様式第5号

年 月 日

大江町長 殿

氏名



大江町ふるさと奨学金返還免除候補者就業状況等報告書

大江町ふるさと奨学金貸与条例第12条第3号の規定に定める返還の免除に関する取扱要綱の規定に基づき、次のとおり報告します。

免除候補者	ふりがな 氏名				
	生年月日	平成 年 月 日	性別	□男 □女	
	現住所	〒			
	電話番号	自宅		携帯	
就業先	就業先 名称				
	所在地	〒			
	就業開始日	年 月			
大江町ふるさと奨学金貸与実績	貸与金額	毎月	円	※年額÷12か月	
	貸与期間	年 月～ 年 月 (か年間)			
	貸与総額	円			
就業分野 (○で囲む)	ア 商工分野 イ 農林水産分野 ウ 建設分野 エ 医療・福祉分野 (医師、看護師、介護福祉士、保育士を除く) オ 市町村職員※職種限定 () カ その他 ()				

事務局記入欄	山形県若者定着奨学金返還支援事業市町村連携枠助成候補者	認定あり・認定なし
--------	-----------------------------	-----------

様式第 6 号

年 月 日

大江町長 殿

大江町ふるさと奨学金返還免除対象者認定申請書

大江町ふるさと奨学金貸与条例第 1 2 条第 3 号の規定に定める返還の免除に関する取扱要綱の規定に基づき、次のとおり申請します。

申請者	学校名 (貸与を受けた期間の)				
	ふりがな 氏名	印			
	生年月日	平成 年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
	現住所	〒			
	電話番号	自宅		携帯	
	メールアドレス				
貸与を受けた 大江町ふるさと 奨学金	貸与を受けた期間	年 月～ 年 月まで ※継続していないときは全て書き出す			
	貸与総額	円			
就業分野 (○で囲む)	ア 商工分野 イ 農林水産分野 ウ 建設分野 エ 医療・福祉分野 (医師、看護師、介護福祉士、保育士を除く) オ 市町村職員※職種限定 () カ その他 ()				

大江町ふるさと奨学金返還証明書発行	<input type="checkbox"/> 申請する	<input type="checkbox"/> 申請しない
-------------------	-------------------------------	--------------------------------

事務局記入欄	山形県若者定着奨学金返還支援事業市町村連携枠助成候補者	認定あり・認定なし
--------	-----------------------------	-----------

様式第7号

年 月 日
番

(免除対象者認定者) 様

大江町長 松田清隆

大江町ふるさと奨学金返還免除対象者認定通知書

大江町ふるさと奨学金貸与条例第12条第3号の規定に定める返還の免除に関する取扱要綱第10条により申請いただきました件について、あなたを大江町ふるさと奨学金返還免除対象者として下記のとおり認定しましたので通知します。

記

年度大江町ふるさと奨学金返還免除候補者	認定 ・ 認定しない
※ 年度山形県若者定着奨学金返還支援事業について市町村連携枠助成候補者	認定 ・ 認定しない

様式第 8 号

年 月 日
番 号

大江町長 殿

申請者 住 所 下
氏 名

大江町ふるさと奨学金返還免除候補者認定辞退申請書

年 月 日付け（番号）で通知のあった認定について、下記の理由により辞退したいので、大江町ふるさと奨学金貸与条例第 12 条第 3 号の規定に定める返還の免除に関する取扱要綱第 12 条の規定に基づき申請します。

記

1 辞退理由

2 添付書類

山形県若者定着奨学金返還支援事業（市町村連携枠）助成候補者については、山形県若者定着奨学金返還支援事業事務処理要領（様式第 9 号）

(様式第9号)

年 月 日
番 号

大江町長 殿

申請者 住 所〒
氏 名

山形県若者定着奨学金返還支援事業（~~地方創生枠・市町村連携枠~~）
助成候補者認定辞退申請書

年 月 日付け（番号）で通知のあった認定について、下記の理由により辞退したいので、
年度山形県若者定着奨学金返還支援事業事務処理要領第10条（~~第1項・第2項~~）の規定に基づき申請します。

記

1 辞退理由

様式第9号

年 月 日
番 号

(免除候補者認定取消者) 様

大江町長 松田清隆

大江町ふるさと奨学金返還免除候補者認定取消通知書

大江町ふるさと奨学金貸与条例第12条第3号の規定に定める返還の免除に関する取扱要綱第13条の規定に基づき、認定を取り消しましたので通知します。

大江町ふるさと奨学金返還残額証明書

氏名	性別	生年月日	
貸与期間	年 月 ~ 年 月		
貸与総額	円		
返還方法	返還期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月	
	返還回数	回(月額 円)	
	返還期日	毎月月末	
返還状況	返還済額	円	
	返還残額	円	
		(元金)	円
		(利息)	円
申請時点での延滞の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
上記のとおり相違ないことを証明する。			
令和 年 月 日			
大江町長 松田清隆			

様式第11号

大教学発第 号
令和 年 月 日

〒

様

大江町教育委員会

山形県若者定着奨学金返還支援事業費補助金収納のお知らせ

下記のとおり入金がありましたので、お知らせします。

(なお、今回の入金で返還が完了した場合には、後日、返還完了通知を送付いたします。)

事業名	山形県若者定着奨学金返還支援事業
入金年月日	年 年 日
入金額	円
現在の残額	円